

Q7 実習実施者の誓約事項

実習実施者の責務

(技能実習法第5条第1項)

実習実施者は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、*第3条の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施設にご協力しなければならない。

*第3条

1. 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならない

2. 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

実習生実施者は、実際に技能実習生に技能を習得させるだけでなく、技能実習計画の認定申請を提出し、記載内容について誓約しています。記載は以下の通りです。

【誓約事項】

1. 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
2. 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。→遅刻したら罰金〇円、ミスをしたら罰金〇円、ルールを破ったら罰金〇円、途中帰国したら罰金〇円等、違約金を定める契約を交わすことはできません。
3. *技能実習生に対しても、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。→例えば実習生の態度が悪い等の問題があったとしても、それでも、暴行を加えることは認められません。暴行については、労基法第5条の強制労働の禁止や、刑法208条の暴行罪や同法204条の傷害罪に抵触する可能性もあります。また、実習生が希望し、かつ、実習生自ら料金を負担するにもかかわらず、携帯電話を持たせない、インターネットを利用できない、外部との接触を禁止するということは原則できません。

*もし過去に、暴行、脅迫、自由の制限を行ったことがある場合、この誓約事項3のもとに、カッコ書きで（〇年〇月に技能実習生に対する暴行がありましたが、それ以降行ったことはありませんし、今後も決していたしません。）というような文言を記載する必要があります。この場合、機構から追加資料の提出を求められる場合があります。

4. 入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません。(1号のみ対象)
5. 技能実習の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあっては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を保護します(実習生が2号に移行しない場合)
6. 労働者損害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
7. 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
8. 監理団体から監理費として徴収される費用について、直接又は間接に技能実習生に負担させることは、決していたしません。→技能検定再試験代でも、途中帰国の場合の帰国旅費でも、技能実習生やその親族、送出機関の負担にはできません。もし実習生や送出機関等が負担した場合、省令第12条第1項第6号や第52条第9号違反となります。
9. 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
10. 技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けることとします。
11. 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに監理団体に報告します。→技能実習法令を理解する必要があります。